

# 上級心理臨床カウンセラー及び心理臨床カウンセラー資格更新について

財団法人関西カウンセリングセンター資格認定委員会

制定 2008年 6月22日

改定 2009年12月18日

上級心理臨床カウンセラー及び心理臨床カウンセラー資格認定後は、カウンセラーとしての資質確保のため、継続的な研修・研鑽が不可欠となります。資格は5年ごとの更新となりますので、下記更新の要件をお読みいただき、更新時期までに、所定のポイントを取得してください。

## 1 資格更新の要件について

資格更新には、5年間で下記①～⑥の研修参加、活動にてポイントを取得し、所定の様式で認定委員会に申請することが必要です。

上級心理臨床カウンセラー	:	25ポイント
心理臨床カウンセラー	:	15ポイント

## 2 ポイントとなる研修、活動について

ポイントの申請には、研修への参加と研修内容が証明できることが必要となります。また、資格の継続研修や研鑽として不適切・無関係な内容はポイントとして認められません。各項目のポイントにつきましては、<参考：ポイント一覧表>をご参照ください。

ポイントとして認められる研修・研鑽は、以下の①～⑥とします。更新時までに必要ポイントを取得してください。

**但し、取得ポイントのうち、5ポイントは①の資格取得後研修によって取得する必要があります。**

- ①関西カウンセリングセンター心理臨床カウンセラー並びに上級心理臨床カウンセラー資格取得後研修
- ②関西カウンセリングセンター ライフケアカウンセラーコースまたは心理臨床カウンセラーコースの講座聴講
- ③カウンセリング実践活動・教育活動・啓発活動

申請条件：申請する活動は、半年以上継続しているものであり、月2回以上の頻度があること。

所定の報告書にて、経験した内容について報告をすること。

### ④その他の研修

- ・関西カウンセリングセンター主催のカウンセリング関係講座または、特別研修会、特別講演会等
- ・学会活動 → 大会・研修会参加、大会発表（パネル発表）、学会の論文発表 学会誌掲載の論文発表
- ・著作活動 → カウンセリング関係の著作掲載、ジャーナル以外の論文は資格認定委員会の認めたもの
- ・外部団体主催のカウンセリング関係の研修会など（他の団体の研修会、大学院での講義、・自主勉強会）

申請条件：所定の報告書にて、学んだ内容について報告すること。（1200字程度）

- ・スーパーバイザー経験、教育カウンセリングを受けた経験、教育分析を受けた経験

申請条件：指導者については、委員会の承認を受けた者であること。

所定の報告書にて学んだ内容について報告すること。

- ⑤上級心理臨床カウンセラー取得者のうち、カウンセラー適任証取得者の方で、前回の適任証更新時より、平成19年度までに適任証の更新のために取得された研修出席は、第1回目の更新ポイントに振り替えます。（ただし、上限10ポイントまで）
- ⑥上級心理臨床カウンセラー取得者の内、関西カウンセリングセンター旧システムカウンセリング実習を履修された方は、第1回目の更新において一部研修ポイントが付与されます。

対象となる研修・活動			時間	ポイント	申請条件等
資格取得後研修	期間内に5ポイント分は、 資格取得後研修から取得すること		20時間研修	8	出席時間のみを対象とする(2.5時間1ポイント)
			30時間研修	12	
			その他の時間の資格取得後研修		
カウンセリング 講座聴講	ライフケアカウンセラーコース	1講座	2.5時間	1	聴講の際の領収証等のコピーを添付すること
	心理臨床カウンセラーコース	1講座	3時間	1	
			6時間	2	
関西カウンセリングセンター	家族・キャリア等シリーズ講座		3時間につき	1	出席時間のみを対象とする(2.5時間1ポイント)
主催の研修	その他、特別講演会など		2.5～3時間につき	1	参加証コピーを添付すること
実践活動	カウンセリング活動(面接、電話、グループ)		2.5時間につき	1	申請条件: ・半年以上継続していること ・月に2回以上の頻度があること ・所定の用紙にて活動内容を報告すること
	その他の相談活動	女性相談・就業相談、療養・生活相談、療養・保健相談 その他			
	教育活動	講師活動、SV指導活動			
	啓発活動				
学会活動	大会参加、研修会参加			3	・大会:研修会参加は、参加証コピーを添付すること ・発表は論集掲載コピーを添付すること
	大会研究発表			4	
	学会の論文発表			6	
	学会誌掲載の論文			8	
その他の研修	外部団体主催のカウンセリング関係の研修		2時間につき	0.5	申請条件: 所定の用紙にて学んだ内容を報告すること 外部研修は研修参加の証明書類を添付すること
	任意のグループや個人主催の勉強会				
	大学院でのカウンセリング専門科目の履修、研究		2単位	1	
			4単位	2	
	スーパーバイザー経験、教育カウンセリングを受けた経験、教育分析を受けた経験		半年以上継続	4	
		1年以上継続	8	申請条件: ・所定の用紙にて学んだ内容を報告すること ・委員会の承認を受けた指導者であること	
著作活動	カウンセリング関係の著作、雑誌掲載			4	
移行措置	適任証取得者研修のポイント振り替え 1時間0.5 上限 10ポイント カウンセリング実習コース履修 1年間3ポイント 2年間6ポイント				

◆資格更新の手続きについての注意事項◆ 以下の注意事項をご確認ください。

- 更新申請書類一式は、更新時期にお送りする予定です。住所や連絡先の変更がありましたら、必ず事務局まで届けてください。
- 更新ポイント取得のために(財)関西カウンセリングセンターのカウンセリング講座の聴講を希望される時は、必ず事前に事務局まで、電話、FAX、メールなどで聴講希望日時、お名前をお知らせください。また、聴講料お支払い時に発行される領収書等は、ポイント申請時に必要となりますので、必ず大切に保管してください。
- 外部団体の研修参加や学会活動をポイントとして申請される場合は、原則として参加された講演会、研修会等の日時、主催団体、研修内容、講師名、研修時間、出席等が記載された案内書や受講票、修了証や修了証明書、領収証のコピーを添付していただきます。研修受講関係書類は、各自必ず大切に保管してください。
- カウンセリング実践活動・教育活動・啓発活動、及び外部団体研修等をポイントとして申請される場合は、申請条件を満たした上、所定の活動報告書に活動内容等を報告することが必要となります。申請時期以前に用紙が必要な方は、随時、事務局へご請求ください。尚、申請書は、更新時期に他の申請書類一式とともにご提出いただくこととなりますので、更新時期まで各自保管して下さい。
- 各研修や活動のポイントにつきましては、研修ポイント一覧表をご参照ください。その他、ご不明の点などございましたら事務局担当までお問い合わせください。

問い合わせ先：(財) 関西カウンセリングセンター事務局  
 <TEL06-6881-0300 FAX06-6881-1317 E-mail:koza@ksc.or.jp>